

号
年 月 日

様

愛 知 県 知 事

愛知県犯罪被害者等見舞金給付決定通知書

年 月 日付で申請のあった愛知県犯罪被害者等見舞金については、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）第4条の規定により、下記のとおり決定します。

記

1 見舞金の種類

2 見舞金の額

金 円

3 その他

- (1) 見舞金の給付後に、「見舞金の給付を受ける資格がないと判明したとき」、「偽りその他不正の手段により見舞金の給付の決定を受けたと認めるとき」等に該当した場合は、見舞金の返還を求めることがあります。
- (2) 知事が見舞金の返還を求めたときは、知事が定める日までに見舞金を返還しなければなりません。